

## 「都道府県国民保護モデル計画」の概要とポイント

## 第1編 総論

## 第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、県の責務を明らかにするとともに、県国民保護計画の趣旨、構成、見直しの考え方及び変更手続並びに市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画の作成に当たっての基本的な考え方について定める。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項として、基本的人権の尊重、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重、高齢者、障害者等への配慮、国民保護措置に従事する者等の安全の確保等について、国民保護措置に関する基本方針として定める。  
基本的人権の尊重等特に留意すべき基本的な方針を明示。

## 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱について定める。

## 第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。  
各都道府県にまかせることを前提として記述。

## 第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態について、「国民の保護に関する基本指針」において示された想定に基づき定める。  
武力攻撃事態及び緊急対処事態の特徴等については、基本指針を引用することにより、簡潔に説明。

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、県の各部局における平素の業務、職員の参集基準等、国民の権利利益の救済に係る手続等、市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等について定める。

事態認定前の段階における職員参集基準についても明示。

#### 第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について、その基本的な考え方及び関係機関ごとの具体的な連携方法を定める。

平素における関係機関（指定行政機関、自衛隊、指定地方行政機関、他の都道府県、市町村、指定公共機関、ボランティア団体等）との連携体制整備の在り方を明示。

基地所在都道府県における米軍との連携については、関係省庁において対応を協議しており、今後、一定の整理がついた段階で、情報提供を行うこととしている。

#### 第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備の基本的な考え方及びその確保に当たっての留意事項等を定める。

事態が発生した場合には、通信の確保が極めて重要となることに鑑み、平素より取り組むべき事項を明示。

#### 第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、その基本的な考え方及び情報の種別ごとの具体的な収集・提供体制等を定める。

安否情報については、収集・報告すべき内容を明示するとともに、準備すべき内容を明示。（なお、安否情報は、国民保護法において、初めて法律上位置づけられた事務）

## 第5章 研修及び訓練

県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

訓練については、訓練内容を評価し、明確になった課題を、県計画の見直しに生かすべきことなどの留意事項を明示。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項として、その基本的事項、運送事業者の輸送力等の把握等、交通の確保に関する体制等の整備、避難施設の指定及び市町村における平素の備えについて定める。

平素から準備しておくべき基礎的資料の具体例や運送事業者の輸送力等の把握方法、避難施設について、指定の考え方やデータベース化の手続等を明示。

## 第3章 生活関連等施設の把握等

### 第1章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の把握、その管理者に対する安全確保の留意点の周知等及び市町村における平素からの備えについて定める。

生活関連等施設（発電所、ダム等）については、把握すべき施設の範囲、安全確保の留意点が現時点で明らかにされていないため、今後所管省庁から生活関連等施設の把握に関する情報提供や管理者に対する安全確保の留意点の通知がなされることを前提に記述。

### 第2章 県が管理する公共施設等における警戒

県が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県として、その予防対策について定めるとともに、市町村が管理する公共施設等における予防対策について定める。

都道府県が管理する公共施設等は、多数の者が利用し、安全確保が必要となるため、都道府県が施設管理者として実施すべき予防対策を任意的記載事項として記述。

#### 第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、その基本的な考え方及び対応を定めるとともに、県が管理する施設等の整備等並びに市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備について定める。

地方公共団体が備蓄、整備すべき物資及び資材の種類、数量については、基本的考え方として、原則として防災のための備蓄と相互に兼ねるとともに、国と連携し対応すべきことを記述。

#### 第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に周知することを任意的記載事項として記述。

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

#### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、県は、武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の実態に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要になることから、政府による事態認定の前の段階における県の初動体制及び初動措置について定める。

切れ目のない対策として、事態認定前の段階における「緊急事態連絡室(仮称)」の設置など、初動体制の確立及び初動措置について説明。

#### 第2章 県対策本部の設置

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、機能等及び通信の確保について定める。

県対策本部を設置する際の手順について具体的に示すとともに、対策本部の編成例等体制の在り方や対策本部における広報体制についても記述。

### 第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

国の対策本部、各省庁、自衛隊、他の都道府県知事等に対する要請や応援要求の手続を明示。

### 第4章 警報及び避難の指示等

#### 第1 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等並びに緊急通報の発令に必要な事項について定める。

警報については、警報の通知や伝達の具体的方法を明示するとともに、市町村が行う警報伝達例を明示。

#### 第2 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示、県による避難住民の誘導の支援等、市町村が避難実施要領を策定する際の主な留意事項及び避難所等における安全確保等について定める。

避難の指示を行うに際しての留意事項を整理するとともに、避難の指示の具体例を提示。

離島における留意事項等を示すとともに、弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊など、類型ごとに避難にかかる留意事項及び避難の指示の例を提示。

市町村計画の基準として、避難実施要領に定める項目や作成上の留意事項を明示するとともに、避難実施要領の例も提示。

### 第5章 救援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容、関係機関との連携、救援の際の物資の売渡し要請等について定める。

救援については、自然災害時の活動とかなり類似する面があり、すでに地域防災計画に詳細な定めがあることから、武力攻撃災害時における留意事項等を中心に簡潔に記述。

## 第6章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

安否情報の収集、報告及び照会に対する回答等の具体的実施方法について記述。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等として、武力攻撃災害への対処の基本的な考え方、武力攻撃災害の兆候の通報、生活関連等施設の安全確保のための具体的な方法並びに危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除について定める。

武力攻撃災害が生じた場合の対処の在り方を示すとともに、生活関連等施設や危険物質等を取り扱う事業所における安全確保を図るための手法等を記述。

### 第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

県は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、またNBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項として、住民の避難等の措置、対処現場における初動的な応急措置、関係機関との連携等について定める。

武力攻撃原子力災害への対処については、原子力発電所所在都道府県において既に策定されている地域防災計画の原子力災害対策編に準じた措置を講じるものとし、放射性物質等の放出の通報、住民避難の措置等の手続き等について記述。

NBC攻撃による災害については、国の方針に基づき対応することとなるが、その際留意すべき事項等について記述。

### 第3 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項及び消防に関する措置等について定める。

緊急の必要がある場合における退避の指示、警戒区域の設定について、その手続等を記述。

## 第 8 章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

被災情報の項目、報告様式等については、第一報は現在用いられている「火災・災害等即報要領」に基づき行うものとし、第一報報告後の随時の報告様式について提示。

## 第 9 章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保及び廃棄物の処理に必要な事項について定めるとともに、文化財の保護等に必要な事項等について定める。

保健衛生の確保、廃棄物の処理については、原則として地域防災計画の定めに基づいて行うこととし、留意事項を記述するとともに、文化財保護のための措置にかかる手続について記述。

## 第 10 章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を行うことから、国民生活の安定に関する措置として、生活関連物資等の価格安定に必要な事項を定めるとともに、避難住民等の生活安定等及び生活基盤の確保に必要な事項について定める。

生活関連物資等の価格安定のために関係法令に基づいて実施する措置や避難住民の生活安定のための措置について記述。

## 第 11 章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施に当たり必要な事項について定める。

都道府県公安委員会が行う交通規制の実施方法等について記述。

## 第 12 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項並びにこれらの標章等の普及啓発について定める。

赤十字標章等及び特殊標章等の意義について示すとともに、標章の交付及び管理については、今後国が基準や手続等を定めることを前提に記述。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項として、その基本的な考え方、ライフライン施設の応急の復旧及び輸送路の確保に関する応急の復旧等について定める。

応急の復旧の基本的考え方として、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うことなどを記述。

### 第2章 武力攻撃災害の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項として、その基本的な考え方について定める。

復旧の基本的考え方として、国が示す方針にしたがって実施することなどを記述。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等、損失補償、実費弁償及び損害補償、総合調整等に係る損失の補てんに関する手続等に必要な事項について定めるとともに、市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

国民保護措置の実施に要した費用の支弁、損失補償の手続等について記述。

## 第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態は、ゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態への対処については、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととなるため、その旨及び例外となる措置について定める。

緊急対処事態は、ゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準じて行うことなどを記述。

## 資料編

関係機関の連絡先、避難施設等の一覧、県対策本部の運営要綱等、本文に関連して必要と考えられる資料を掲載するものとする。

各都道府県の判断により、実施マニュアル、図表等を掲載。